

ルールを守つて国際化

出入国管理

IMMIGRATION 2006

世界の中の日本、 だから日本の中の世界を 大切にしたい……



INDEX

●入管のしごと

4~17

- | | | |
|------------------------|----------------|----------------------|
| 1. すべての人の出入国の公正な管理···4 | 4. 出国命令制度···10 | 7. 人身取引対策···15 |
| 2. 外国人の在留の管理···8 | 5. 難民の認定···12 | 8. 国際テロ対策···16 |
| 3. 外国人の退去強制···10 | 6. 外国人登録···14 | 9. 第3次出入国管理基本計画···17 |

日本を訪れる外国人—その数は一日2万人を超えてます。また、その2倍を超える日本人が毎日海外へ旅立っています。日本に滞在する外国人の国籍も世界のほとんどの国に及び、私たちの身近なところで外国人とのかかわりが日に日に深まっています。

いろいろな国の人人が日本を訪れ生活することは、国際的な相互理解の増進に役立ち、国際社会の中にある我が国にとって益々重要な意味を持つようになっています。外国人を円滑に受け入れられるようにすることは日本社会にとってとても大切です。一方、外国人を受け入れるに当たっては、日本社会の安全や利益が守られ、日本人が安心して外国人と共生できる仕組みの強化が社会の要請となっています。

「世界の中の日本」であるからこそ「日本の中の世界」である外国人と上手に付き合っていきたいものです。

出入国管理は、こうした国際交流が効果的に行われるよう、国内での摩擦や好ましくない問題が生じないよう考えながら実施していく行政であり、まさに世界と日本を結ぶ役割を果たしています。

出入国管理行政を担当するのは、法務省の入国管理局とその出先機関で、一般に「入管」又は「イミグレーション」と呼ばれています。

入管行政の基本法は「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」と略称します。)と「外国人登録法」です。



●中部国際空港(平成17年3月:写真提供中部国際空港株式会社)

●入管の職員

18

●入管の機構

19

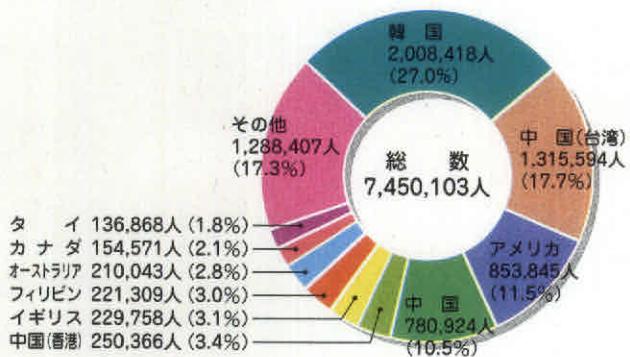


Entry

すべての人の出入国の公正な管理

国際化時代の中で、日本は世界に向かってできる限り扉を開くようにしています。とは言っても、外国人が何らの制限や審査も受けずに自由に日本に入国し、仕事につき、生活してよいというわけではありません。外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、それが日本人の生活をおびやかすことがないのかどうかなどを日本の法令に基づいて判断し、日本に滞在することができるかどうかが決められます。これを行う入国管理の仕事は、人の交流が活発になればなるほど一層重要になってきています。正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることも、また入管の仕事です。

● 国籍・地域別外国人入国者数 (平成17年)



(注) 構成比(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの表記をしているため、すべての構成比を足した場合、必ずしもその合計が100%になるとは限りません。

● 外国人入国者、日本人出国者の推移

● 日本人出国者 ■ 外国人入国者

外国人の
入国の審査外国人は旅券(パスポート)と査証
(ビザ)を持って日本に来ます。日本の出入国港へ着いた外国人は
上陸の申請を行います。在留資格
認定証明書

日本に入国を希望する外国人又はその在日の代理人は、最寄りの地方入国管理局へ申請書類を提出することにより、事前に、在留資格の認定を受けることができます。こうして認定を受けた外国人には「在留資格認定証明書」が交付されます。査証(ビザ)発給申請の際、また、我が国の空港等における上陸審査の際に、この証明書を提出すれば、審査が大変円滑になります。

査 証

出発前に海外にある日本の大手銀行や領事館で取得する必要があるので、外国人の持っている旅券が有効であることの確認と、入国させてても支障がないという推薦の意味があります。

査証免除

短期間の滞在を予定する外国人については国際移動の円滑化を図るために、国と国との間で相互に査証を免除する取決めを結ぶことがあります。平成18年4月現在日本は62か国・地域と一般旅券所持者に対する査証免除措置を実施しています。

上陸拒否

日本に入国しようとする外国人は、上陸審査において上陸のための条件を満たしていないければなりません。この上陸のための条件を満たしていない場合には、上陸が拒否されることになります。

国境を越える人々、そのスムーズな移動のために……



上陸許可証印

2006年5月22日に
観光、商用、親族訪問など、短期間
日本に滞在する目的で
在留期間90日を許可され
成田空港第2旅客ターミナルビルから
上陸したことを意味しています。



上陸許可証印

我が国に外国人を受け入れるに当たっては、国際社会における我が国の役割や、我が国の地理的・歴史的な背景などを考慮し、内外社会の現況や動向を十分に見極めた上で、そのルールづくりがなされるよう、関係省庁や関係団体との協議・意見交換が重ねられています。



日本の玄関で上陸審査を待つ人たち



入国審査官による上陸審査



旅券・査証



EDカード

入国審査官は旅券、査証、そして必要な事項の記載された出入国記録カード(EDカードと呼ばれています。)によって、その外国人の上陸を認めてよいかどうかの審査をします。

→ 外国人の旅券に上陸許可の証印をします。

→ これで正式に日本への上陸が許可されたことになります。

在留資格

入国の際に外国人の入国・在留の目的に応じて入国審査官から与えられる資格(27種類: 6ページ「在留資格一覧表」を参照)で、外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

在留期間

それぞれの在留資格ごとに、在留できる期間(1度の許可で在留できる期間)が定められています。この在留期間は更新が可能です。

特例上陸許可

航空機や船舶の乗員・乗客などが査証を取得していないときでも、一定の条件の下に一時的な上陸を許可する「特例上陸許可」の制度があります。「特例上陸許可」には寄港地上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可^(*)、緊急上陸許可、遭難による上陸許可、一時庇護のための上陸許可があります。平成17年に特例上陸の許可を受けた外国人は約210万人です。

※乗員上陸許可

航空機や船舶の乗組員の上陸に際して与えられます。なお、国際定期便の乗員など頻繁に出入国する外国人乗組員は、1年間有効の数次乗員上陸許可を受けられことがあります。

Entry

すべての人の出入国の公正な管理

● 在留資格一覧表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣習により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府若しくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、フォトグラファー
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の經營を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその經營を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の經營を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその經營を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないことされている事業の經營若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師等
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や企業等の研究者
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	高等学校・中学校等の語学教師等
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、企業の語学教師等
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸術活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校的専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	大学、短期大学等の学生
就学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校的高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項に掲げる活動を除く。）	研修生
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	就労外国人等が扶養する配偶者・子
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習の対象者等

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、外国人の配偶者の連れ子等

外国人の
出国の確認

日本での活動を終えた外国人は
出入国港から出国します。

外国人が日本から出国するときは、入国審査官が旅券に
出発の証印をします。この場合、刑を免れようとし
て国外に逃亡を図る外国人については、出国の証印を
せず、出国の確認を留保することができます。



日本人の
出国の確認

日本人が海外に出かけるとき
には、旅券の発給を受け、必
要に応じて渡航先の国の査証
を取得します。

入国審査官は、日本人が出国するときも旅券
を確認し、旅券に証印をしています。

日本人の
帰国の確認

帰国した日本人は、再び入国
審査官に旅券を提出します。

入国審査官は、帰国の事実を確認し、旅券に
証印をして帰国のチェックは完了します。



日本人の帰国の確認



外国人の在留の管理

日本に在留する外国人は、上陸のときに決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて入管で許可を受けなければなりません。我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を保証すると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないよう配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

インフォメーションセンター

問題のある外国人には毅然とした態度で対処しなければなりませんが、日本に在留する外国人の大多数は、日本の法律を守っている善良な人達です。外国人の中には日本の法律や社会制度などに不案内であったり、生活様式・風俗習慣・言語などが異なっていることもあります。このインフォメーションセンターは、仙台・東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・広島・福岡の入国管理局・支局に設置されており、英語のほか韓国語・中国語・スペイン語など様々な言語で、電話や来訪による外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じています。

さらに、平成17年9月に、新宿区歌舞伎町に「新宿外国人センター」を開設し、インフォメーションセンターと同様のサービスを提供しています。

(注)インフォメーションセンターの運営は、財団法人入管協会に委託されています。



「ビジネスで長期滞在していますが
休みを利用して帰国します。」

- 一時的に外国へ旅行し、再び同じ在留目的で入国を希望する場合



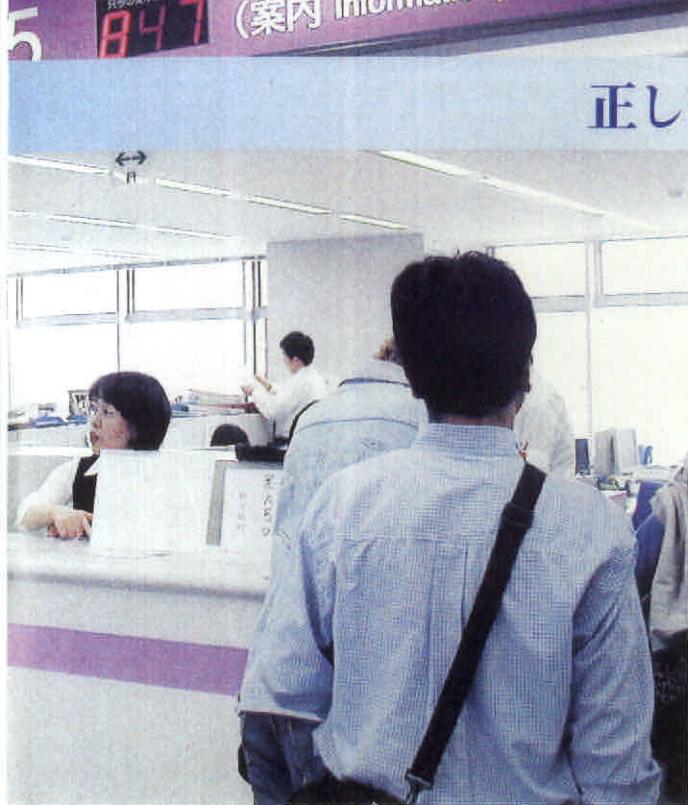
再入国許可
を受けると便利です。

「留学生として在留中ですが、
アルバイトはできますか。」

- 許可された活動以外の就労活動(アルバイト)を行うことを希望する場合



資格外活動許可
の申請をしてください。



正しい在留で ENJOY JAPAN……

「もう少し語学教師を
続けたいのですが……。」

- 許可された在留期間を超えて在留を希望する場合



在留期間更新
の申請をしてください。



「日本の女性と
結婚したのですが……。」

- 現在の在留目的を変更して在留を希望する場合



在留資格変更
の申請をしてください。



「私達外国人夫婦に
子供が生まれました……。」

- 出生・日本国籍の離脱などにより、日本において外国人として在留することになった場合



在留資格を取得
する必要があります。



「長く日本で生活してきたので、
このまま日本で一生をすごしたい……。」

- 日本に永住を希望する場合

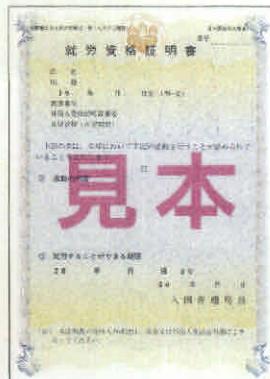


永住許可
の申請をしてください。



「就職しようとする会社から働いても
よいという証明書を提出するように
言われましたが……。」

就労資格証明書
の申請をしてください。



Deportation

外国人の退去強制

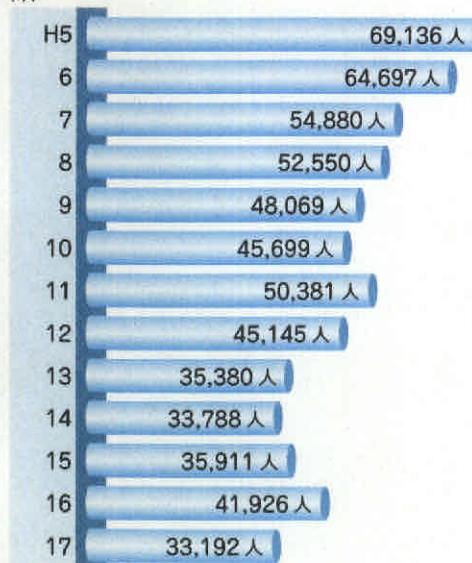
外国人の一部には、不法に日本に入国したり、在留許可の範囲を超えて日本に滞在する人達がいます。そのような外国人を法令に基づいて強制的に国外へ退去させ、日本国民の安全や利益が害されるのを防ぐのも入管の仕事です。どういう場合に退去強制されることになるかは入管法に定められています。

なお、平成17年に送還された外国人の数は次のとおりです。

不法 残 留	20,912人	許可された在留期間を超えて滞在している場合。
資格外活動	1,818人	許可を受けずに、与えられた在留資格以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った場合。
不 法 入 国	9,392人	旅券を持たずに、あるいは偽造された旅券で入国した場合など。
不 法 上 陸	621人	旅券は有効でも、上陸許可を受けずに上陸した場合。
刑罰法令違反等	449人	刑罰法令に違反して刑事処分を受けた場合など。
総数 33,192人		

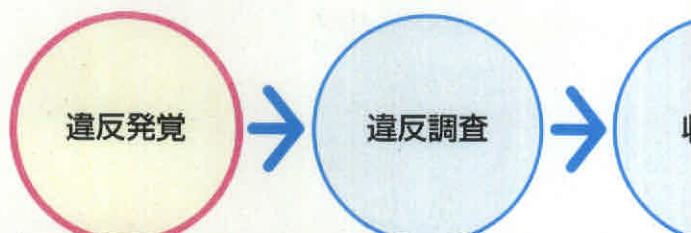
●送還された外国人の推移

(年)



退去強制するか否かの決定に際しては、違反調査、違反審査、口頭審理等を通じ、事実関係のほか、外国人の情状をくみとるための手続が慎重に行われています。

退去強制事由に該当する外国人については、当然、退去強制手続を執ることとなります。我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人のすべてが国外へ退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。



入国警備官が違反の事実を調査します。



取調べ

Departure Order System

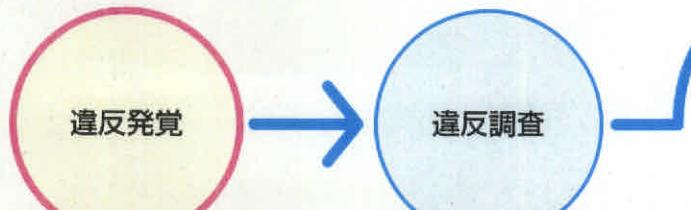
出国命令制度

平成16年の入管法改正により、出国命令制度が新設され、同年12月2日から実施しています。

出国命令制度とは、入管法違反者の中、次のいずれの要件も満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度です。

(要件)

- 速やかに出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- 入国後窃盗罪等の所定の罪により懲役刑等に処せられていないこと
- 過去に退去強制歴等がないこと
- 速やかに出国することが見込まれること



出国命令制度の場合、自ら入国管理官署に出頭したことを指します。

入国警備官が違反の事実を調査します。

※出国命令により出国した者の上陸拒否期間は1年になります。

不法就労、密入国、犯罪……

我が国に不法残留する外国人の数は、平成5年をピークにその増加に歯止めがかかったものの、現在でも約19万3千人と依然として高い水準にあり、その大部分は不法就労しているものと見られています。

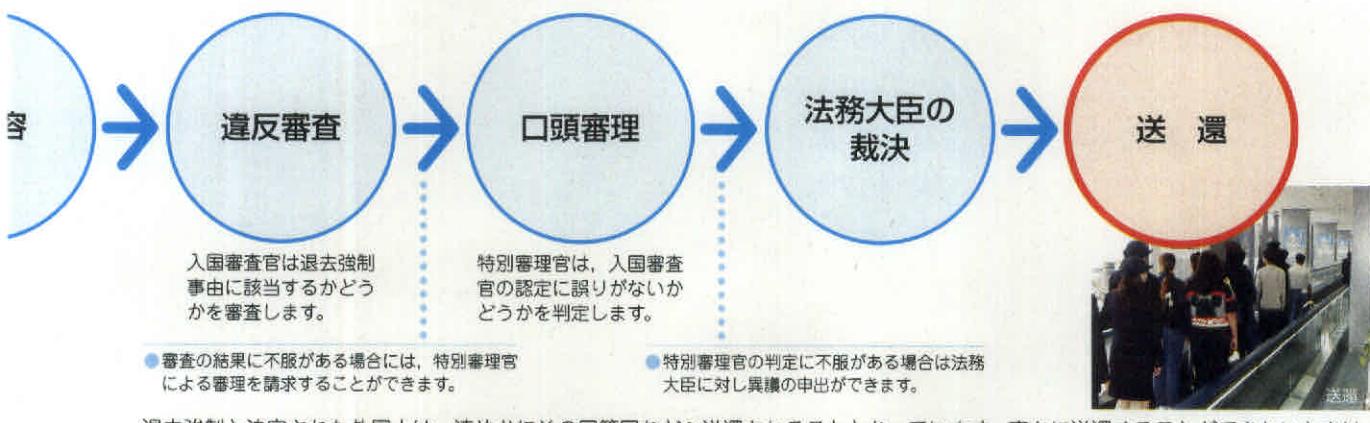
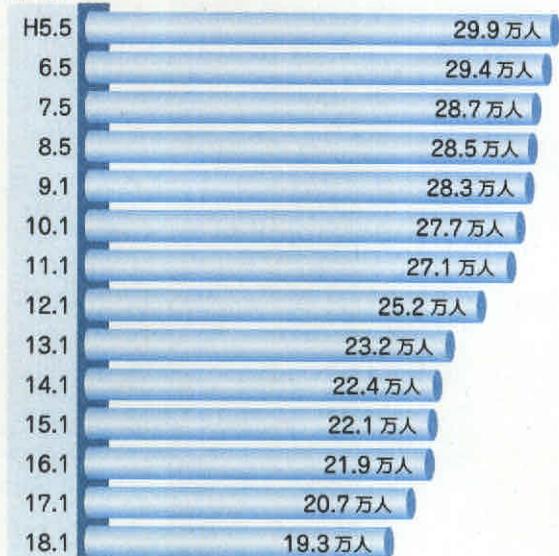
不法就労する外国人の存在は、日本の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって様々な問題を引き起こしつつあります。



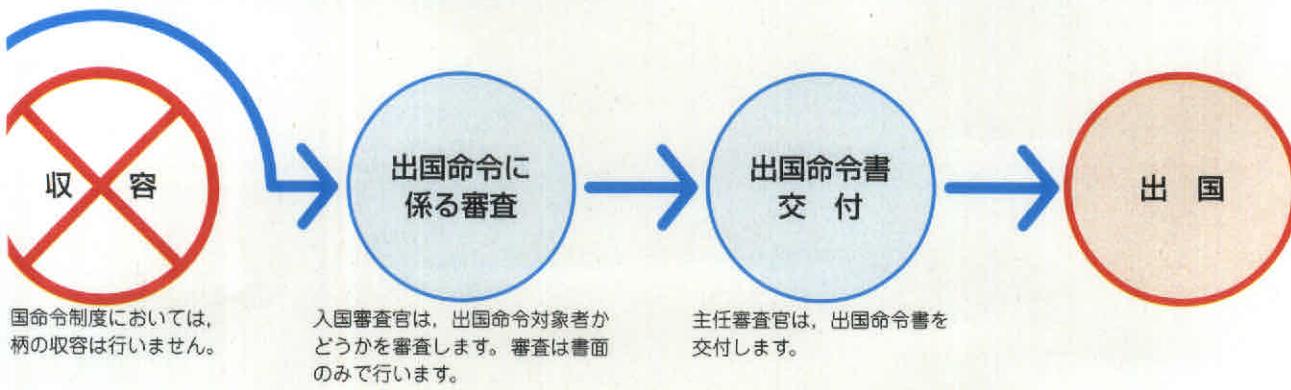
摘発

● 外国人不法残留者の推移

(年・月)



不法滞在者の自発的な帰国促進のために……



平成17年に出国命令対象者として手続を執った者の数は **12,239人**

Refugee Recognition

難民の認定

我が国は、昭和56年に「難民の地位に関する条約（難民条約）」に加入し、難民認定制度を設けています。

難民とは、「…人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの…」をいいます。

日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には、難民であるか否かが審査され、難民と認定されると、その外国人は、外国を旅行するときには「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど、条約に定められている保護が与えられることになります。

昭和57年以降、我が国が難民として認定した外国人は376名ですが、難民として認定ができなかった外国人についても、人道的観点から在留を認める事情がある場合には、その在留を認めるように配慮しています。ちなみに、平成3年以降、このような人道的配慮をして在留が認められた外国人は381名になっています。

そのほか、昭和53年以降、インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）から周辺地域へ避難するなどした、いわゆるインドシナ難民については、我が国は、平成17年まで合計1万1,319名の定住を受け入れています。



● 難民認定・受け入れ状況等

年別	申請数	認定	不認定	人道配慮による在留	インドシナ難民定住・受け入れ
昭和53年 63年	814	192()	461		5,921
平成元年	50	2()	23		461
2年	32	2()	31		734
3年	42	1()	13	7	780
4年	68	3()	40	2	792
5年	50	6()	33	3	558
6年	73	1()	41	9	456
7年	52	2(1)	32	3	231
8年	147	1()	43	3	151
9年	242	1()	80	3	157
10年	133	16(1)	293	42	132
11年	260	16(3)	177	44	158
12年	216	22()	138	36	135
13年	353	26(2)	316	67	131
14年	250	14()	211	40	144
15年	336	10(4)	298	16	146
16年	426	15(6)	294	9	144
17年	384	46(15)	249	97	88
合計	3,928	376(32)	2,773	381	11,319

(注1) 認定のカッコ内は、難民不認定とされた者の中から異議申立の結果認定された数であり、内数として計上されている。

(注2) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮することとされた者の数であり、在留資格変更許可数及び期間更新許可数も含まれる。

(注3) インドシナ難民とは、昭和50年代、インドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）の政治体制の変革などに伴い、周辺地域へ避難するなどした者である。

国際社会の一員として……

新しい難民認定制度

近年の国際情勢の変化に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況も大きく変化してきました。

我が国としては、これらの状況に適切に対応するために難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の創設、難民として認定された者等の法的地位の安定化、不服申立て制度の見直し等を内容とする改正入管法が、平成17年5月16日から施行されています。

改正入管法に基づく不法滞在者等に係る難民認定手続流れ図

～難民認定手続と退去強制手続を一連の手続として進める～

難民認定申請

仮滞在不許可

仮滞在許可

退去強制手続の停止

難民該当性の判断

難民不認定

難民認定

異議申立て

定住者の在留資格の取得の許可
(一定の条件に該当すれば一律に許可[※])

※一律許可をしない場合であっても
在留を特別に許可することもできる。

法務大臣の決定

難民審査参与員への諮問



退去強制

Alien Registration

外国人登録

わすれないで…住みやすい日本であるために

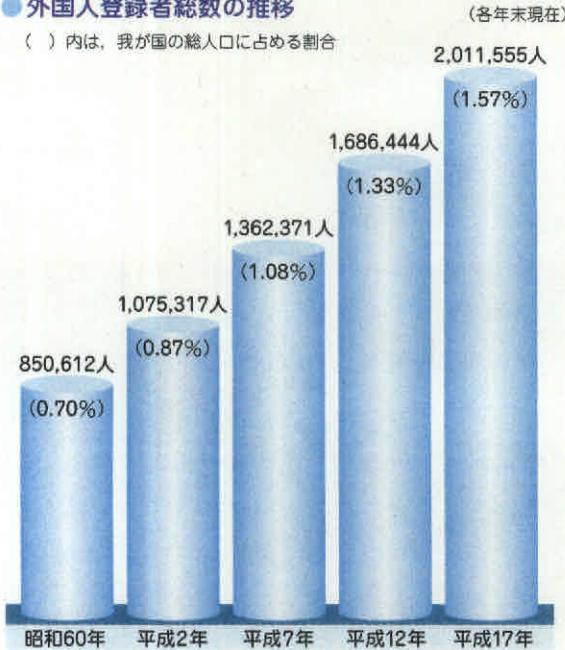


観光や友人訪問などの目的での短期間の滞在ではなく、就労や勉学、あるいは同居などの目的である程度長い期間日本で生活する外国人は、自分の身分事項や居住事実を明らかにすることが必要です。

外国人登録では、本人の旅券や申請内容に基づいて「登録原票」と呼ばれる原簿に登録され、それに基づいて発行される「外国人登録証明書」は日本で生活していく上での公的証明として利用されています。外国人は、その入国・在留の経緯にかかわらず、「外国人登録法」に基づき、一定期間内（入国後90日以内、出生や日本国籍離脱後60日以内）に、居住している市区町村で外国人登録の申請手続を行うことになっています。

● 外国人登録者総数の推移

（）内は、我が国の総人口に占める割合



● 国籍別外国人登録者数

（平成17年末現在）

国籍	登録者数	構成比 (%)
韓国・朝鮮	598,687	29.8
中國	519,561	25.8
ブラジル	302,080	15.0
フィリピン	187,261	9.3
ペルー	57,728	2.9
アメリカ	49,390	2.5
その他	296,848	14.8
計	2,011,555	

（注）構成比（%）は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの表記をしているため、すべての構成比を足した場合、必ずしもその合計が100%になるとは限りません。

これまでの外国人登録証明書



新しい外国人登録証明書



「外国人登録証明書」は、法律の規定によって常に携帯することが義務づけられており（16歳以上の場合）、また、各種の行政手続の場で提示することとされています。他方、社会生活上、たとえば雇用や各種の契約において外国人から自分自身の身分を立証するために提示されることがあります。この場合においては、「外国人登録証明書」の「在留の資格」及び「在留期限」の欄（変更等があった場合は裏面の記載欄）の記載内容を見ることにより、その外国人がどのような目的でいつまで日本に滞在することができるのかを容易に確認することができます。なお、在留の資格が確認されていない場合は、「在留の資格」の欄に大きく赤字で「在留の資格なし」と記載されます。そのような外国人は、日本国内でいかなる就労活動にも従事することができないため、注意が必要です。

人身取引対策

人身取引防止のための取組



人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送するなどの行為をいいます。このような人身取引は大変深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

我が国は、平成14年12月に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)に署名しており、同16年4月には、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁による「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月、同会議において「人身取引対策行動計画」が策定されました。

現在我が国は、関係省庁が連携して、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。



*International Counter-Terrorism***国際テロ対策 日本の安全を守るために…**

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロを契機として、我が国では、国民の安全を確保するため、これまで様々な対策を講じてきました。テロの犠牲となっているのは自らを守る特別の手段を持たない方々であり、テロは人類及び国際社会が直面する脅威となっていきます。

入国管理局ではテロリストの水際での防止に関し、様々な取組を行っており、さらに平成16年12月10日に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定した「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、関係機関との連携を深めつつ、テロリストの入国防止を厳格に行っております。

テロの未然防止に関する取組**これまでの取組**

- 在留資格認定証明書交付申請の厳格な審査
 - リエゾンオフィサー（文書鑑識専門家）の海外への派遣
 - 厳格な査証審査のための外務省（在外公館）との連携
 - 厳格な上陸審査の実施（セカンダリ審査の実施など）
 - 偽変造文書鑑識の充実・強化
 - 船舶等の長による乗員・乗客名簿の事前提出（事前旅客情報システム（APIS）の導入）
- など

さらに、

- ※ 上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く）に指紋等の個人識別情報の提供の義務付け
 - ※ テロリストの退去強制
 - ※ 船舶等の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務付け
(事前旅客情報システム（APIS）の強化)
- など

テロリストの入国を未然に防止し、大部分の善良な外国人に対する無用な警戒感を払拭

第3次出入国管理基本計画

出入国管理基本計画とは

入管法第61条の10に基づき、外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画であり、①入国・在留する外国人の状況、②外国人の入国・在留管理の指針、③その他の施策を法務大臣が定めることとされています。

第3次出入国管理基本計画は、当面5年の期間を想定して平成17年3月に策定されました。

出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ

- 1 専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの推進
 - 経済、社会の変化に応じ、在留資格等の整備を行い、積極的に受入れを推進。
 - 特に高度な人材については、在留期間の伸長等を実施。
- 2 人口減少時代への対応
 - 人口減少下においても、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ推進が重要。
 - 専門的、技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、受入れによる正負両面の効果を検証しつつ検討。
- 3 観光等による国際交流の拡大
 - 不法滞在の問題に留意しつつ、出入国手続を円滑化。
- 4 留学生、就学生の適正な受入れ
 - 真に我が国での勉学を目的とする者の受入れを促進し、留学生を偽装する者等には厳格に対処。
- 5 研修・技能実習制度の適正化
 - 制度の趣旨の周知・徹底及び運用の適正化を推進。
 - 在留資格や上陸許可基準等について見直しを検討。
- 6 長期にわたり我が国社会に在留する外国人への対応
 - 永住許可要件の明確化・透明化、情報提供の充実等を通じ、外国人が安心して暮らしやすい社会の実現に貢献。
- 7 外国人の円滑な受入れのためのその他の課題
 - 手続の簡素化・迅速化、積極的な広報の実施。

強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組

- 1 水際対策の推進
 - 問題点の分析等を通じた厳格な上陸審査等を実施。
 - バイオメトリクス（生体情報認証技術）を活用した出入国審査の実施に向けた検討。
- 2 厳格な在留審査
 - 実態調査の積極的な実施、在留資格取消制度の積極的な活用等。
- 3 綿密な情報分析と関係機関と連携した強力な摘発
 - 情報の収集及び綿密な分析を通じた積極的な摘発の推進。
- 4 収容施設の活用と早期送還の実施
 - 収容能力を強化、関係各国への働き掛けを通じ、不法滞在者の送還の一層の円滑化、迅速化。
- 5 効率的な退去強制手続及び違反抑止のための制度の見直し
 - 出国命令制度の活用等のほか、入管法の違反事実を争わない者に係る退去強制手続の簡素化等について検討。
- 6 法違反者の状況に配慮した取扱い
 - 人道的配慮を要する外国人には適切に対応。

その他の主要な課題

- 情報の収集・分析機能の強化を含めた出入国管理体制の整備を継続。
- 國際協力の更なる推進、難民認定制度の適正な運用、外国人登録制度の適切な運用。

入管の職員

国際化時代をになう……

出入国管理行政に携わる職員は、3,120人（平成18年度）で、全国さまざまな職場で活躍しています。いずれの職場も、外国人の出入国や在留の管理を通じ、国の安全と国民生活の安定、経済・文化・社会の発展の一翼を担っているのです。特に、外国人とじかに接する職員の仕事ぶりは、外国人の抱く日本の印象にも大きく影響します。そこでは、毅然とした態度とともに、国際的にも通用するスマートさが必要とされるのです。入管では次のような職員が活躍しています。



神戸支局に配備された警備船「あしかぜ」



入国審査官

出入国審査、在留審査など各種の審査業務を行うスペシャリストです。
全国で1,494人



入国警備官

不法入国者等を摘発し、国外へ退去強制する入管Gメン。
全国で1,367人

法務事務官

一般的事務に従事し組織を
支えます。

法務技官

医師・看護師など、人間に
直接関わる入管にとって不
可欠な仕事です。

全国で259人



■大村入国管理センター



西日本入国管理センター

広島入国管理局

神戸支局

大阪
入国管理

関西空港
支局

福岡入国管理局

高松
入国管理局

那霸支局

西日本入国管理センター



■西日本入国管理センター



■那霸支局

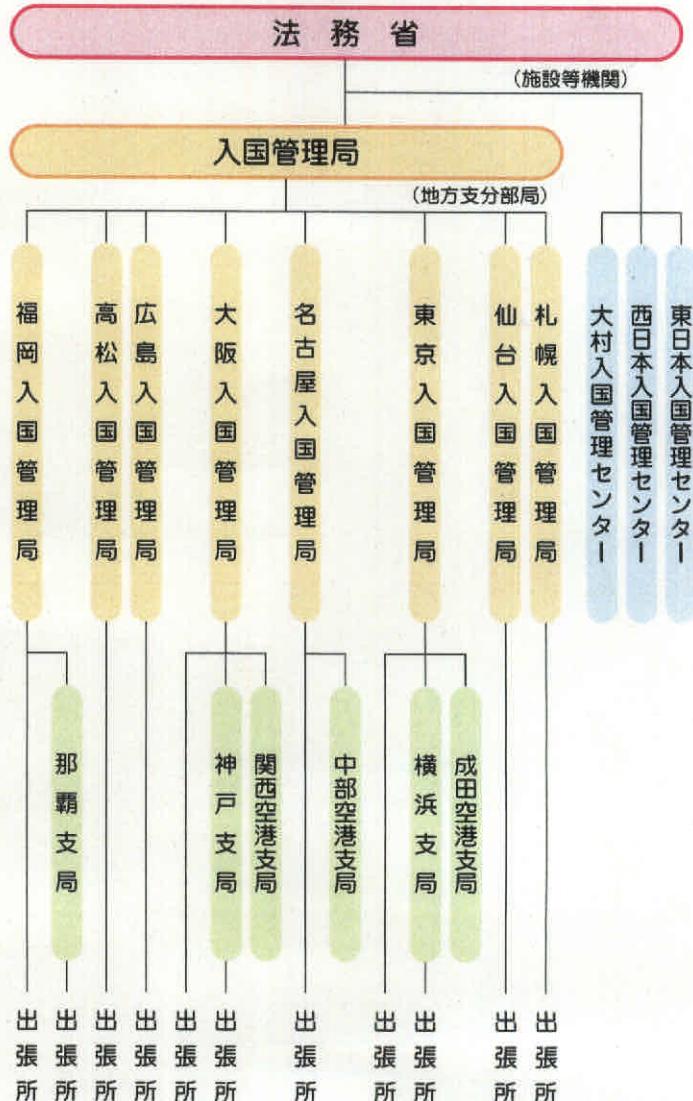
入管の機構

全国に広がる出入国管理



入管の機構

入管行政を行うための機構として、法務省に入国管理局が設けられているほか地方入国管理局（8か所）、同支局（6か所）、出張所（63か所）及び入国管理センター（3か所）が設けられています。



●私達は、出入国管理行政が少しでも皆様に理解され親しみやすいものになることを願っています。
入管の仕事についてご質問がありましたら、下記にお問い合わせください。

入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

札幌入国管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	TEL 03-5796-7111(代)
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込1-1 成田空港内第2郵便局私書箱2206号	TEL 0476-34-2222(代)
横浜支局	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9	TEL 045-661-5110(代)
		TEL 052-223-7514 (就労審査部門)
名古屋入国管理局	〒460-8582 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル3階	TEL 052-223-7586 (留学・研修審査部門)
		TEL 052-223-7585 (永住審査部門)
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟内	TEL 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	TEL 06-6941-0771(代)
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	TEL 0724-55-1453(代)
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下白井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15	TEL 098-832-4185(代)
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766	TEL 029-875-1291(代)
西日本入国管理センター	〒567-8550 大阪府茨木市郡山1-11-1	TEL 072-641-8152(代)
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	TEL 0957-52-2121(代)
外国人在留総合 インフォメーション センター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 37-9 〒460-8582 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル 3階 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 2-1-17 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 〒812-0003 福岡県福岡市博多区下白井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 022-298-9014 TEL 03-5796-7112 TEL 045-651-2851~2 TEL 052-223-7336~7 TEL 06-6941-3701~2 TEL 078-326-5141 TEL 082-502-6060 TEL 092-626-5100

ホームページについてのご案内

法務省

<http://www.moj.go.jp/>

入国管理局

<http://www.immi-moj.go.jp/>

●ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3580-4111(代)